

市第 103 号議案

横浜市附属機関設置条例の一部改正

横浜市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年11月28日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市附属機関設置条例の一部を改正する条例

横浜市附属機関設置条例（平成23年12月横浜市条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表中「政府調達に関する協定の対象となる契約」を「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する国際約束の対象となる調達」に、

「

横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会	社会福祉法第107条の規定に基づく横浜市地域福祉保健計画の策定、当該計画の推進に係る評価等についての審議に関する事務	20人以内
横浜市小児慢性特定疾患対策協議会	児童福祉法第21条の5の規定に基づく小児慢性特定疾患に係る医療給付の対象者の認定その他当該疾患の治療研究事業の実施に関し必要な事項についての審査に関する事務	15 人

」

を

横浜市地域福祉保健計画策 定・推進委員会	社会福祉法第107条の規定に基 づく横浜市地域福祉保健計画の策 定、当該計画の推進に係る評価等 についての審議に関する事務	20人以内
-------------------------	--	-------

に改める。

附 則

この条例中、別表の改正規定（「政府調達に関する協定の対象となる契約」を「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する国際約束の対象となる調達」に改める部分に限る。）は公布の日から、同表の改正規定（「政府調達に関する協定の対象となる契約」を「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する国際約束の対象となる調達」に改める部分を除く。）は平成27年1月1日から施行する。

提 案 理 由

横浜市入札等監視委員会の担当事務を変更するとともに、児童福祉法の一部改正に伴い横浜市小児慢性特定疾患対策協議会を廃止するため、横浜市附属機関設置条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市附属機関設置条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

別表（第 2 条、第 3 条第 1 項）

執行機関	附属機関	担 任 事 務	委 員 の 定 数
	(省 略)		
	横浜市入札等監視委員会	入札及び契約の過程並びに契約の内容についての審議並びに <u>地方</u> <u>政府</u> <u>公共団体の物品等又は特定役務の</u> <u>調達に関する協定の対象となる契</u> <u>調達手続の特例を定める政令（平</u> <u>約</u> <u>成 7 年政令第 372 号）第 1 条に規</u> <u>定する国際約束の対象となる調達</u> <u>についての苦情の処理に関する事</u> <u>務</u>	5 人以内
	(省 略)		
市 長	横浜市地域福祉保健計画策 定・推進委員会	社会福祉法第 107 条の規定に基 づく横浜市地域福祉保健計画の策 定、当該計画の推進に係る評価等 についての審議に関する事務	20 人以内
	横浜市小児慢性特定疾患対 策協議会	児童福祉法第 21 条の 5 の規定に 基づく小児慢性特定疾患に係る医 療給付の対象者の認定その他当該 疾患の治療研究事業の実施に関し 必要な事項についての審査に関す る事務	15 人
	(省 略)		